

# 都道府県社会的養育推進計画策定に係る道の考え方

H31.2.1

## 1 北海道における社会的養育の推進に係る基本的考え方

- 平成 28 年改正児童福祉法において、子どもの権利保障や家庭養育優先の原則が明記され、子どもが家庭で養育されることを基本として、家庭での養育が困難又は適当でない場合には、より家庭に近い環境で養育される環境づくりを進めることとされた。
- 道（札幌市を含む）としては、こうした法改正の趣旨を踏まえ、市町村や施設等による家庭支援をはじめ、里親施策の充実、施設の小規模かつ地域分散化・多機能化等、養子縁組の推進等により、道内全体で社会的養育環境の整備が図られるよう、必要な取組を進める。

## 2 策定項目に係る基本的考え方及び具体的内容

策定項目	基本的考え方	具体的内容
(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 改正児童福祉法や「新しい社会的養育ビジョン」の趣旨を踏まえ、子どもが家庭や、より家庭に近い環境で、心身ともに健やかに養育される環境整備を図り、子どもの最善の利益を保障するための計画とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期子ども未来づくり計画に内包して策定する。</li> <li>・ 計画期間は、平成 32 年度からの 10 年後を見据えて、平成 36 年度までの 5 年計画とする。</li> <li>・ 評価指標を設定する。（里親等委託率、児相が関与する特別養子縁組成立件数等）</li> <li>・ 目標を設定する。（里親配置市町村数、里親登録数等）</li> </ul>
(2)当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの権利擁護に係る現状の取組について評価を行い、仕組みを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護、里親委託、施設入所など、子どもの処遇別に意見聴取や意見を汲み取る方策等、子どもの権利擁護の取組状況について調査を実施する。</li> <li>・ 子どもなどからの申立てによる審議・調査の仕組みなどの構築について、国から示される具体策を踏まえて検討する。</li> </ul>
(3)市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村における子ども家庭支援の取組及び指標については、子ども子育て支援事業支援計画と一体的に整理する。</li> <li>■ 児家センについて、求められる役割や現状などについて評価を行い、設置に係る考え方を整理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子生活支援施設について、施設や設置市との意見交換等を踏まえて、活用方策を検討する。</li> <li>・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策について、既存の研修の強化や新たな研修の実施を検討する。</li> <li>・ 児家センの機能強化や設置する地域等について、現状の評価を踏まえて、検討する。</li> </ul>

## 都道府県社会的養育推進計画策定に係る道の考え方

策定項目	基本的考え方	具体的内容																																																						
(4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	<p>■ 国が示す推計方法では、「代替養育を必要とする子ども数」や「里親等委託が必要な子ども数」の見込みを算出することが難しいため、算出方法は、将来人口推計に過去の措置等実績割合を勘案して算出することを基本とする。</p>																																																							
	<p>・ 【代替養育を必要とする子ども数等のイメージ】 ※※※過去 4/1 時点の措置等実績割合にて算出 (1/31 時点) ※※※</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">2024年度 (平成36年度)</th> <th colspan="4">2029年度 (平成41年度)</th> </tr> <tr> <th>年齢区分</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上 就学前</th> <th>学童期以降</th> <th>計</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上 就学前</th> <th>学童期以降</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計人口</td> <td>90,591</td> <td>98,922</td> <td>536,390</td> <td>725,904</td> <td>82,854</td> <td>89,655</td> <td>491,589</td> <td>664,099</td> </tr> <tr> <td>代替養育</td> <td>104</td> <td>179</td> <td>1,494</td> <td>1,777</td> <td>95</td> <td>163</td> <td>1,371</td> <td>1,629</td> </tr> <tr> <td>施設養育</td> <td>46</td> <td>92</td> <td>1,147</td> <td>1,285</td> <td>42</td> <td>84</td> <td>1,053</td> <td>1,179</td> </tr> <tr> <td>里親等委託</td> <td>58</td> <td>87</td> <td>347</td> <td>492</td> <td>52</td> <td>79</td> <td>319</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 過去の措置等実績割合については、年度内で最大値となる3/1時点のデータを使用する。</p>		2024年度 (平成36年度)				2029年度 (平成41年度)				年齢区分	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	計	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	計	推計人口	90,591	98,922	536,390	725,904	82,854	89,655	491,589	664,099	代替養育	104	179	1,494	1,777	95	163	1,371	1,629	施設養育	46	92	1,147	1,285	42	84	1,053	1,179	里親等委託	58	87	347	492	52	79	319	450	
	2024年度 (平成36年度)				2029年度 (平成41年度)																																																			
年齢区分	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	計	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	計																																																
推計人口	90,591	98,922	536,390	725,904	82,854	89,655	491,589	664,099																																																
代替養育	104	179	1,494	1,777	95	163	1,371	1,629																																																
施設養育	46	92	1,147	1,285	42	84	1,053	1,179																																																
里親等委託	58	87	347	492	52	79	319	450																																																
(5)里親等への委託の推進に向けた取組	<p>■ フォスタリング業務に係る実施体制は、道及び札幌市がそれぞれ構築する。</p> <p>■ 里親に関する業務（フォスタリング業務）について、現状を整理し、行政と関係機関との役割分担による体制整備の可能性等について、関係機関と検討を進める。</p> <p>■ 社会的養護を必要とする子どもの処遇については、児相において、従前から子どもや家庭の状況等を勘案して、里親委託や施設への措置など、子どもにとって最善の方法により対応していることを踏まえて、里親等委託率の設定について検討する。</p>	<p>・ フォスタリング業務について、関係機関との協議等を踏まえて、実施体制について検討する。</p> <p>・ 里親配置市町村数、里親登録数等について、目標値として計画に盛り込むことを検討する。</p>																																																						
(6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	<p>■ 養子縁組に係る現状の取組について評価を行い、必要な支援体制を構築する。</p>	<p>・ 民間あっせん機関との意見交換を行い、支援策や行政との連携方策を検討する。</p>																																																						

## 都道府県社会的養育推進計画策定に係る道の考え方

策定項目	基本的考え方	具体的内容
(7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 改正法の趣旨を踏まえ、児童養護施設等においても、より家庭に近い環境で養育される環境づくりが必要であることから、小規模かつ地域分散化を進めるとともに、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設において、小規模かつ地域分散化、多機能化・機能転換を概ね10年以内に図る計画の検討を行い、本計画に盛り込む。</li> <li>・ 各施設において策定した計画を取りまとめ、将来目標として計画に盛り込むことを検討する。</li> <li>・ 道において、小規模・地域分散化等に向けた支援策や人材確保のための取組を含めた人材育成への支援策について検討する。</li> </ul>
(8)一時保護改革に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一時保護中においても、個別的な対応や学校への通学など、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であることから、子どもの権利を保障した一時保護体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児相の一時保護所や里親委託等における一時保護について、「一時保護ガイドライン」を踏まえて検証し、必要な対応を検討する。</li> </ul>
(9)社会的養護自立支援の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会的養護自立支援事業等について、現状の評価を行い、今後の方針を検討する。</li> <li>■ 代替養育などを経験した子どもが、社会で自立した生活が継続できるよう支援体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立援助ホーム等との意見交換を行い、支援策や行政との連携方策を検討する。</li> </ul>
(10)児童相談所の強化等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童福祉法や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」等を踏まえて、児童相談所の強化等に向けた取組を盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児相設置を希望する中核市に対しては、人材養成など希望市の意向を踏まえて、道の支援策を検討する。</li> <li>・ 児相職員の配置や研修の充実など、児童相談所における人材確保・育成に向けた検討を行う。</li> </ul>